公共事業労務費調査（平成 29 年 10 月調査）の実施について

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

1 はじめに

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定に当たっては，「予算決算及び会計令」第 80 条第 2 項において，「予定価格は，契約の目的となる物件又は役務について，取引の実例価格，需給の状況，履行の難易，数量の多寡，履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」として，取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

これに基づき，農林水産省及び国土交通省（以下，「二省」という。）をはじめとした公共事業の発注機関で構成される「公共事業労務費調査連絡協議会」では，公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価（以下，「設計労務単価」という。）を決定するため，公共事業労務費調査（以下，「労務費調査」という。）を実施し，所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払実態を，昭和 45 年より毎年調査しており，平成 29 年度公共事業労務費調査についても，これまでの労務費調査と同様の調査方法により実施することとしています。

2 公共事業労務費調査の概要

労務費調査は，公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価設定のための基礎資料を得るための調査で，二省が所管する直轄事業，補助事業のほか，都道府県，政令指定都市及び二省が所管する独立行政法人等の事業を対象に実施しています。10 月に施工中の，請負金額が 1 件当たり 1,000 万円以上の工事をリストアップし，それらの工事を選定母集団として調査対象工事を無作為抽出し（約 1 万 3,000 件），当該工事に従事する建設労働者等（約 16 万人）の賃金に関して，51 の調査対象職種に区分し調査します。企業の規模や下請次数の制限はなく，51 の調査対象職種に該当する全ての建設労働者等が対象となります。

調査対象となった企業（元請企業，下請企業等）においては，調査対象工事に従事した全ての建設労働者等について，労務費調査の調査票に賃金等の必要事項を賃金台帳等から転記，記入します。

その後 11 月に，全国各地において会場調査を行います。調査対象となった企業は，調査票及び賃金台帳等の資料を調査会場に持ち込み，調査員による面接形式により，調査票の記載内容（賃金，職種分類，労働時間等）について，調査票とともに持ち込まれた各種書類（健康保険及び厚生年金保険の支払証明，資格免許，賃金台帳等）との照合及び確認を行い，賃金の実態を正確に把握します（図－1）。

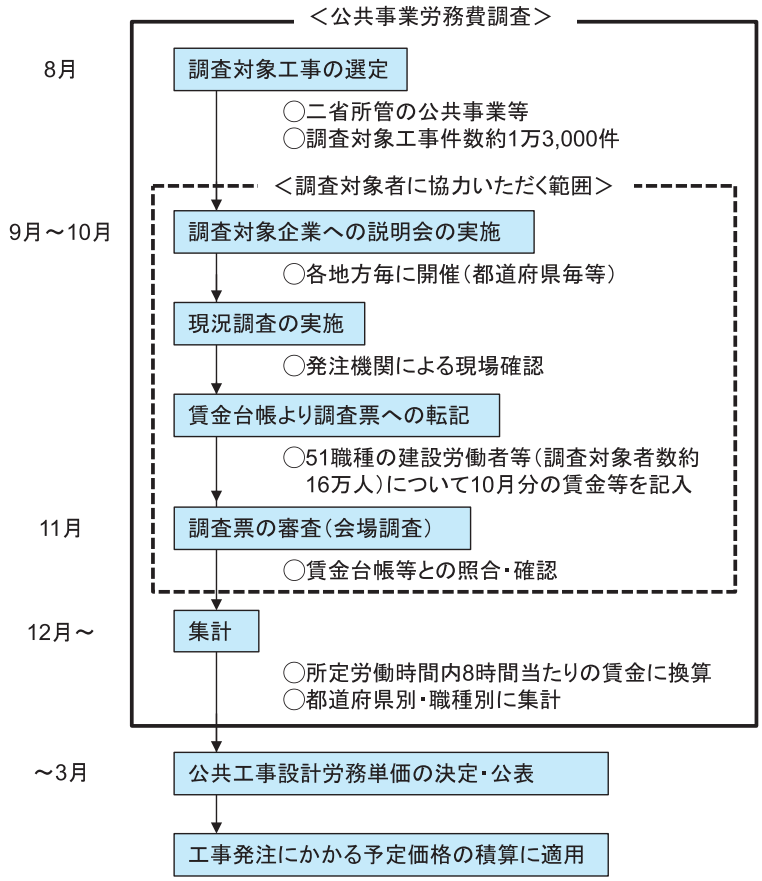

図－1　公共事業労務費調査の流れ（例年）

3　公共工事設計労務単価とは

一般に労務関係費といわれる費用には，賃金のほかにもさまざまな経費が含まれています。設計労務単価は，賃金の中の基本給相当額，基準内手当，臨時の給与（賞与等），実物給与により構成されます。一方，時間外，休日又は深夜の割増賃金，通常の作業条件及び作業内容を超えた特殊な労働に対する手当等は，個別工事毎に，必要に応じて発注者が積算することとされており，設計労務単価には含まれません。発注者において時間外や休日労働を前提とする工程を組む場合においては，発注者において割増賃金を考慮した積算を行う必要があります。

このほか，労働者の雇用に伴い必要となる会社負担の諸経費（法定福利費の事業主負担分，安全訓練に係る費用，労働者の募集・解散に要する費用，作業用具・被服に要する費用，労働者の宿泊・送迎費等）は，共通仮設費や現場管理費等の諸経費で別途計上されるため含みません（図－2，3）。

(1)　設計労務単価の留意事項

設計労務単価は，公共工事の予定価格の積算に用いるための単価であることから，以下の点に十分留意する必要があります。

① 本単価は，所定労働時間内８時間当たりの賃金として換算したものであって，前述の所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等），一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

② 本単価及び上記の経費等を含めた金額については，いずれも下請契約における労務単価や雇

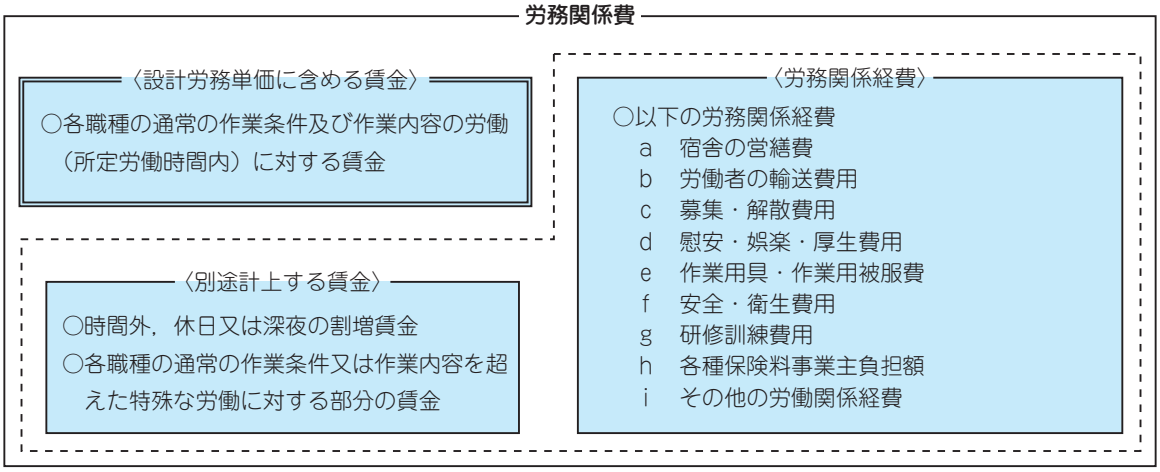

設計労務単価は，所定労働時間内８時間当たりにおける各職種の通常の作業条件・内容の労働に対する賃金（二重線部分）のみで，他の労務関係費は積算時に別途計上（共通仮設費や現場管理費等）。

図－２　公共工事の積算における労務関係費

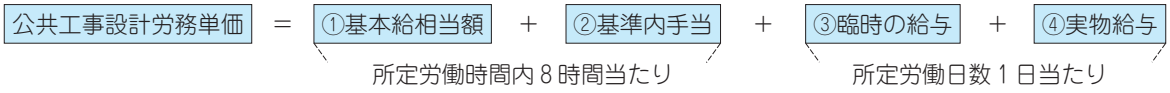

図－３　公共工事設計労務単価の構成

用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではないこと。

下請代金の決定に当たって設計労務単価を参考資料として取り扱う際には，上記の主旨を十分に理解した上で取り扱う必要があります。

4　公共事業労務費調査（平成 29 年 10 月調査）のポイント

ここでは，労務費調査実施時における主なポイントを紹介します。

⑴　週休２日の導入等の休日拡大に関する調査

建設産業における働き方に関して，働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が策定され，建設業における週休２日の推進等の休日確保の必要性が示されました。平成 29 年度については，各公共工事の発注機関において週休２日の導入を想定したモデル的な工事発注にも取り組まれているところです。

上記を踏まえ，週休２日の導入等の休日拡大に伴う賃金支払いの実態について適切に設計労務単価に反映できるようにするため，本年度の調査より，調査票における記入欄の追加を行いました。

調査対象となった元請及び下請企業において，以下の書類を審査会場において提示いただくこととしています。

・週休２日の導入等の休日拡大に伴う休業手当の支払いが確認できる書類
　例）賃金台帳における休業手当にかかる事由の付記
・週休２日の導入等の休日拡大に伴う労働日数の変化が確認できる書類
　例）作業日報における休業・欠勤等にかかる事由の付記

⑵　賃金の正確な把握の徹底

労務費調査は，原則として現場で働く 51 の調査対象職種に該当する全ての建設労働者等が調査対象となります。調査対象となった企業においては，いわゆる一人親方（業務委託・請負といった

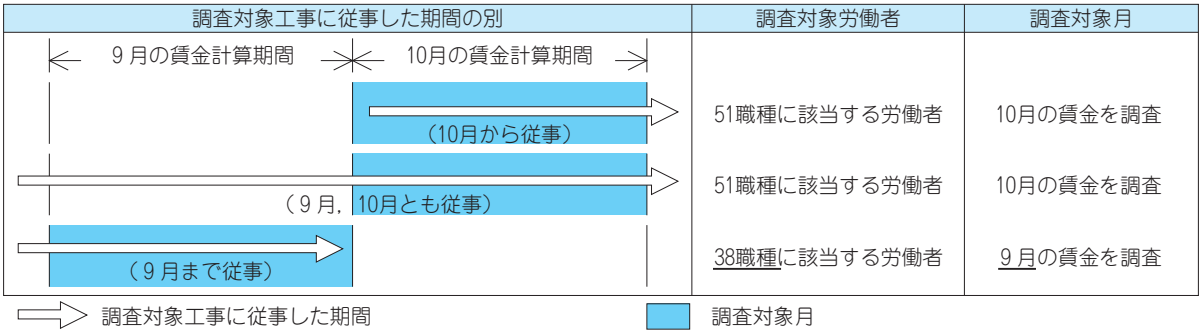

図－4　調査対象労働者と調査対象月

名称の契約に基づき，人を雇わずに事業を行うことを常態とする自営業者）として働く方々についても，必ず調査票を作成いただき，会場調査に出席いただくこととしています。

(3)　有効標本の確保（棄却率の改善）

昨年調査においては，3割強の標本が棄却されています。その主な理由としては，会場調査において

・所定労働時間について，法定労働時間内（週40時間以内）であることが書面で確認できない（調査対象標本の約20%）

・調査票記入事項の根拠資料が無い（調査対象標本の約8%）

となっています。有効標本確保のため，調査対象となった企業に対し，次の書類を審査において提示できるよう整理していただくよう周知しています。

① 所定労働時間が法定労働時間内（週40時間以内）であることを確認できる書類

・就業規則（又は雇用契約書，雇入通知書，労働条件通知書）及び賃金台帳

② 賃金支払いが確認できる書類

・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等

③ 従事した作業内容，就労の実態等が確認できる書類

・作業日報及び出勤簿等

【参考】9月の調査の対象となる38職種

造園工，法面工，石工，ブロック工，鉄骨工，塗装工，溶接工，潜かん工，潜かん世話役，さく岩工，トンネル特殊工，トンネル作業員，トンネル世話役，橋りょう特殊工，橋りょう塗装工，橋りょう世話役，高級船員，普通船員，潜水士，潜水連絡員，潜水送気員，山林砂防工，軌道工，大工，左官，はつり工，防水工，板金工，タイル工，サッシ工，屋根ふき工，内装工，ガラス工，建具工，ダクト工，保温工，建築ブロック工，設備機械工

(4)　有効標本の確保（9月の賃金支払実態の調査）

標本数確保のため，38職種（標本数の比較的少ない職種）の建設労働者等については，10月に調査対象工事に従事していなくても，9月に従事している場合は9月分の賃金支払い実態を調査することとしています（図－4，【参考】）。

5　おわりに

労務費調査の実施に当たっては，調査対象となった企業をはじめ，多くの関係機関の多大なご協力により実施されているところであり，ご協力いただく皆様方には厚く御礼申し上げます。今後とも，労務費調査に対するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。